令和４年１月以降の労働関連法改正情報一覧

社会保険労務士法人
篠田パートナーズ事務所

改正日	項目	改正内容	備考	リンク
R4.1～	雇用保険法	雇用保険マルチジョブホルダー制度新設 兼業している65歳以上の労働者が、そのうち２つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度 【要件】 ・65歳以上の労働者であること ・2つの事業所（1つの事業所における１週間の所定労働時間が５時間以上20時間未満）の労働時間を合計して20時間以上であること ・それぞれの雇用見込みが31日以上であること	・本人からの任意申出による（自動的ではない） ・任意脱退不可	詳細
R4.1～	健康保険法	傷病手当金の支給期間の通算化 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して１年６か月を超えてもその分を繰り越して支給可能になった	令和３年12月31日時点で、支給開始日から起算して１年６か月を経過していない傷病手当金（令和２年７月２日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22308.html
①R4.1～ ②R4.10～ ③R5.4～	育児・介護休業法	育児・介護休業法の改正 ①本人または配偶者に育児休業を取得するかの意思確認や育児休業制度の周知、雇用環境の整備を義務化 ①★パートなどの非正規労働者に対する育児休業取得の要件の緩和 ②★【出生時育児休業制度】を新設（産後パパ育休） ②★育児休業を分割して２回まで取得することが可能となる ③常時雇用の労働者数が1,000人超の事業主に対し育児休業の取得状況を公表する義務付け	**★部分は就業規則の変更が必要**	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html
R4.4～	女性活躍推進法	女性活躍推進法の改正 自社の女性活躍に向けた行動計画や情報の公表を義務づけられる企業が、これまで常時雇用する労働者が301人以上でしたが、2022年4月からは**101人以上に拡大**。	**行動計画の提出が必要** 関連助成金もあり※両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html
R4.4～	個人情報保護法	個人情報保護法の改正 ・本人の請求権の拡充等 ・事業者の義務・公表等事項の追加 ・新たな情報類型の創設（仮名加工情報・個人関連情報） ・部門別の認定個人情報保護団体の制度化 ・ペナルティの強化 ・外国事業者関係（域外適用・第三者提供時の情報提供等）		https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/
R4.4～	改正労働施策総合推進法	パワハラ防止法の改正 中小企業にも2022年4月から適用。法的に明確化されたパワハラ基準に基づく具体的な防止措置への取り組みが義務付けされる。 ・職場におけるパワハラに関する方針の明確化と労働者への周知、啓発 ・相談・苦情に応じ、適切に対応するための体制の整備 ・パワハラ相談に対して事実関係の迅速かつ正確な確認と適正な対応をすること	詳細リーフレット	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
R4.4～	年金制度改正法	女性・高齢者の就業促進など、これまでよりも長い期間にわたり多様な形で働く人が増える状況に対応するために改正 ・在職中の年金受給のあり方の見直し　⇒在職中でも老齢厚生年金の額が改定 60～64歳支給停止基準が28万円から47万円に緩和 ・受給開始時期の選択肢拡大　⇒60歳～70歳まで選択可能な年金受給開始時期を75歳に引き上げ ・確定拠出年金の加入可能要件の見直し ⇒企業型DCとイデコの加入可能年齢の引き上げと、受取開始時期の選択肢の拡大		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html
R4.4～	民法改正	１８歳から成人に 親の同意がなくても、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組んで自動車を購入するなどができるようになります。 一方で、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には，原則として、契約を取り消すことができる点（未成年者取消権）ですが、18歳から成人になるとこの対象から外れます。		https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html
R4.6～	公益通報者保護法	企業の不祥事による被害拡大を防止するため、内部通報の保護についてのルールを定めた法律です。		https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/overview/
R4.10～	厚生年金保険法	短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大 ・企業の規模要件が、従業員常時500人超から常時100人超に ・短時間労働者の要件のひとつである勤務期間要件が、「1年以上」から「2ヶ月超」に	・従業員への事前周知、説明 ・該当者の資格取得届が必要	https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html